

議第 1 号

山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
建造物の部	鳥海月山両所宮隨神門	1	宗教法人 鳥海月山両所宮	山形市宮町三丁目 8番41号
	安国寺樓門	1	宗教法人 安国寺	山辺町大字大寺 518 番地

提 案 理 由

鳥海月山両所宮隨神門及び安国寺樓門を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

平成27年3月16日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

文審第4号
平成27年2月18日

山形県教育委員会
教育長 菅野滋殿

山形県文化財保護審議会
会長伊藤清郎

山形県指定有形文化財の指定並びに県指定名勝及び県指定天然記念物の
指定解除について（答申）

平成27年2月4日付け文生第1467号で諮問がありましたのことについて、
当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定有形文化財の指定

種別	名称	員数	所有者	所有者の住所
建造物の部	鳥海月山両所宮隨神門	1	宗教法人 鳥海月山両所宮	山形市宮町三丁目8 番41号
	安国寺樓門	1	宗教法人 安国寺	山辺町大字大寺518 番地

意見 山形県指定有形文化財に指定することが適當である。

第2号 県指定名勝の指定解除

名称	所在地	所有者	所有者の住所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目13番地 内の指定地の一部		

意見 山形県指定名勝の指定地の一部を指定解除することが適當である。

第3号 県指定天然記念物の指定解除

名称	員数	所有者	所有者の住所
本覚寺の左右の松	1	宗教法人 本覚寺	村山市楯岡楯2番4号

意見 山形県指定天然記念物の指定を解除することが適當である。

県指定文化財（答申）の概要			
種 別	有形文化財（建造物）		
名 称	鳥海月山両所宮隨神門	員 数	1
所 在 地	山形市宮町三丁目8番41号		
所 有 者	宗教法人 鳥海月山両所宮		
特 色	<p>構造形式は、三間一戸の楼門で、1階は桁行三間梁間二間、2階は桁行五間梁間二間で、入母屋造、銅板葺（もと茅葺）である。</p> <p>1階は、桁行9.3m、梁間5.5m、2階は、桁行11.3m、梁間7.5mで、屋根の改修の他は全体的に大きな改変は見られない。</p> <p>なお、当社は江戸期に神仏習合していたため、本建物も「仁王門」として建てられたが、明治期の神仏分離により仁王像を余所に移して隨身像を配し、隨神門となつた。</p> <p>1階は、礎石に円柱を立て、正面中央の2本柱のみ柱脚に礎盤とも異なる高さのある石造の台座を配している。その表面には溝が彫られており、かなり珍しいものである。</p> <p>両脇間は、側面は板壁、他は吹き放ちとし、後方の両脇間の正側面を格子で囲い隨身像を安置している。木鼻は獅子、象、猿などを配置し、組物は三手先、軒支輪は2段に取り付け、この部分が2階の腰組となっている。柱の柱頭に、本柱間は冠木を、両側面は頭貫を、その他は水引虹梁を架け渡し、波に龍の彫り物や中備の墓股内には虎や兎の彫り物を配置している。頭貫側面に木瓜型の枠とその中に鋸歯状の模様を彫り、水引虹梁には渦若葉を施している。特に正面虹梁は、全体的に浮き彫りで葉脈まで表しており特徴的な彫り方である。</p> <p>天井は鏡天井で鳳凰、麒麟、鶴や亀の彩色画が描かれている。</p> <p>2階は、組物は三手先、尾垂木を2段出し、中備は墓股、軒支輪は2段とする。木鼻は正面中央の2本の柱頭は鳳凰の彫り物であり、県内でも類例が少なく、注目すべき存在である。</p> <p>軒は二軒繁垂木、妻飾りは虹梁 大瓶束で波の彫り物を前包み上に置き、蕪懸魚を下げ、鰐は草花の浮き彫りが施されている。</p> <p>当門は、擬宝珠銘や古文書、渦若葉の模様、墓股の意匠を含めた様式技法、部材の状態から天明2年（1782年）の建立と思われ、様式技法、建築年代からも重要な存在であるといえる。</p>		
指定の意義	<p>鳥海月山両所宮隨神門は、県内の江戸期の楼門として規模が大きく、また1、2階とも円柱と三手先を用いる格の高い形式で、彫り物や彩色画などにより装飾性も豊かである。特に鳳凰の木鼻は類例が少なく注目され、全体として意匠的な点で評価できる。</p> <p>建築年代も特定でき、その経緯もある程度明らかになった。建立に関わると推測される古図も伝わることから学術的にも貴重である。</p>		



隨神門正面側



隨神門背面側



隨神門1階正面



隨神門1階 頭貫 鋸齒状文



隨神門1階 水引虹染 渦若葉



隨神門1階 天井画 凤凰



隨神門1階 天井画 麒麟



隨神門1階 天井画 鶴



隨神門1階天井画 龜



隨神門2階 凤凰の木鼻

県指定文化財（答申）の概要

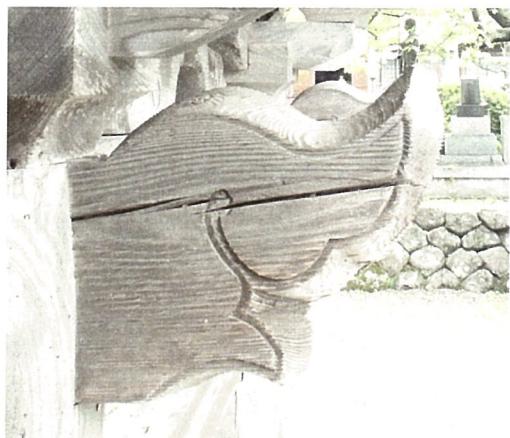
種 別	有形文化財（建造物）		
名 称	あんこくじろうもん 安国寺樓門	員 数	1
所 在 地	山辺町大字大寺518番地		
所 有 者	宗教法人 安国寺		
特 色	<p>構造形式は、三間一戸の樓門で、1階2階とも桁行三間梁間二間で、入母屋造、かつて茅葺だが大正期に改修され現在は鉄板葺である。</p> <p>1階は、桁行6.7m、梁間3.8m、2階は、桁行8.6m、梁間5.6mで、屋根の改修の他は全体的に大きな改変は見られない。</p> <p>1階は礎石に円柱を立て、腰貫、内法貫、頭貫で軸部を固め、前方の両脇間の正面と参道側を連子・格子、側背面を横嵌板壁で囲って仁王像を安置し、後方は吹き放ちとする。柱頭の木鼻は繩形で2階と形が異なり先端が上方に尖っている。組物は出三斗、中備は参道に面する柱間を蓑束とし、それ以外は墓股となっている。本柱の柱頭間に水引虹梁を架け、この上に雲に松の浮き彫りが載っている、虹梁には渦若葉が施され、渦が二つ連なるやや珍しい形式である。全体に18世紀中頃の様式である。</p> <p>1階はすべて格天井である。中央間に参道と接続する切石が敷かれ、仁王像の下のみ板敷きで、その他は叩きだが改修されている。</p> <p>2階は円柱に切目長押、腰長押、内法長押、頭貫で軸部を固め、木鼻は繩形である。組物は尾垂木を1段持つ三手先だが、三手目の組物を出三斗にするという特異な形式となっている。中備は墓股と蓑束である。2階の墓股は、内部がかなり破損しているが波に紅葉の透かし彫りを入れている。軒支輪を3段に設けて手が込んだところを見せている。周囲に切目縁と擬宝珠高欄を廻している。妻飾りは妻壁を木連格子にして虹梁大瓶束を配し、蕪懸魚を下げる。</p> <p>1、2階の連子、建具の赤色の痕跡があるが、それ以外は明確な色彩痕がみられないため、当初から素木であった可能性がある。金具類は用いていない。</p> <p>江戸期に2度火災にあったため宝暦14年（1764年）に建立したと史料にあるが当門の墓股および木鼻の形状、渦若葉の絵模様から18世紀中頃として大過なく、部材の経年状態とも矛盾しない。</p>		
指定の意義	<p>安国寺樓門は、県内の江戸期の樓門として規模が大きい方ではないが、1、2階ともに円柱で、2階に三手先を用いる比較的格の高い形式である。</p> <p>彫り物など目立つ装飾は少ないが、中備を場所により異なったものを配し、木鼻の形状を1、2階で変え、軒支輪を3段に出し、さらには2階の三手先に出三斗を付加するという、細かい部分で随所に意匠的な工夫をしている。</p> <p>江戸期のものではあるが創建時の安国寺の意義を想起するうえで重要な遺構である。</p>		



安国寺樓門 正面側



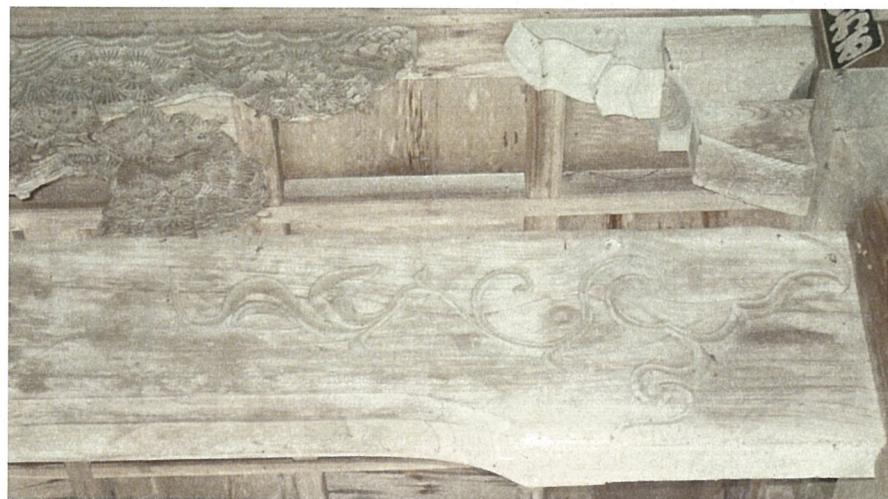
安国寺樓門 1階 天井見上げ



安国寺樓門 1階 木鼻



安国寺樓門 2階 木鼻



安国寺樓門 1階 水引虹梁



安国寺樓門 2階 臺股



安国寺樓門 2階 組物



安国寺樓門 妻飾り

○山形県指定有形文化財指定基準

昭和51年9月3日山形県教育委員会告示第12号

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとつて意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸（しん）翰（かん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法（ほう）帖（じよう）等で、我が国の書道史上的代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上的代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまつて伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとつて意義あるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまつて伝存し、学術的価値の高いもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉢その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまつて伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡米品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭（かく）、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁（りょう）、石塔、鳥居等）の各時代建造構及びその部分並びに建造物の模型、厨（ず）子、仏壇（だん）等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。